

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定その他の所要の改正等の概要について

1 改正等の趣旨

本年7月8日に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年7月15日法律第79号。以下「改正法」という。）において行われる改正のうち、研修・技能実習制度の見直しに関しては、改正法の公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から、見直し後の制度を前提として、在留資格認定証明書交付に係る手続が開始されるため、関係する法務省令について所要の整備を行う等し、併せて同日に施行される他の措置等についても所要の整備を行うものである。

2 改正等の概要

(1) 研修・技能実習制度の見直し関係

改正法により研修・技能実習制度が見直されたことに伴い、今回、「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和56年法務省令第54号）、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号）について所要の改正を行うほか、新たに、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令」を制定し、技能実習生の受入れに係るガイドラインである「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を策定するものである。

法務省令の改正・制定の概要、新たに策定する「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の概要は、それぞれ別紙1、別紙2のとおりである。

(2) 乗員上陸の許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務関係

改正法により、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から、乗員上陸の許可を受けた者に対し乗員上陸許可書に加えて乗員手帳等の携帯・提示義務が課されるところ、乗員上陸許可書の様式を整備する（出入国管理及

び難民認定法施行規則別記第 2 1 号様式関係)。

(3) その他の改正関係

「家族滞在」の在留期間，在留資格認定証明書交付申請書等の様式及び難民認定申請書の様式について所要の改正を行う（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二，別記第 6 号の 3 様式，第 2 8 号様式，2 9 号の 3 様式，第 3 0 号様式から第 3 0 号の 3 様式まで，第 3 4 号様式，第 3 6 号様式，第 4 0 号様式及び第 7 4 号様式関係）。

研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定の概要

1 研修・技能実習に係る上陸基準の概要

(1) 「技能実習 1 号イ」及び「技能実習 1 号ロ」に係る主な基準

ア 技能実習生の保護に係る主な要件

- (ア) 講習において技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講義を義務付け（「技能実習 1 号ロ」では専門的知識を有する外部講師が行う）（実イ－6，実ロ－7）
- (イ) 技能実習生が技能等の修得活動中に死亡又は負傷等をした場合における保険への加入等の保障措置を監理団体又は実習実施機関が講じていること（実イ－14，実ロ－11）
- (ウ) 監理団体による技能実習生のための相談体制の構築（団体1－4）
- (エ) 実習実施機関での技能実習が継続不能となった場合、監理団体が技能実習生の新たな受入れ先確保に努めること（団体1－5）
- (オ) 技能実習生の帰国旅費等の確保（帰国担保措置）（実イ－15，実ロ－12）（「技能実習 1 号イ」では実習実施機関，「技能実習 1 号ロ」では監理団体が負担）

イ 団体による監理の強化に係る主な要件

- (ア) 3 か月に 1 回以上監理団体の役員による技能実習の監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告すること（団体1－3）
- (イ) 技能実習に係る技能等について一定の知識等を有し、適正な技能実習計画を策定する能力のある常勤の役職員が在籍していること（団体1－7）
- (ウ) 1 か月に 1 回以上監理団体の役職員が実習実施機関を訪問し、技能実習実施状況の確認及び指導を行うこと（団体1－8）

ウ 技能実習生受入れに係る欠格要件

- (ア) 受入れ側の機関又はその役員等が、研修又は技能実習に係る不正行為を一定期間（行為の重大性に依じて 5 年間，3 年間又は 1 年間）行っていないこと（対象となる事由を省令で明確化）（実イ－17，18，実ロ－14，15，29，33）
- (イ) 受入れ側の機関又はその役員等が、入管法，労基法等の労働関係法令に規定する罪により刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること（実イ－2

0, [実ロ]－17, 31, 35)

(ウ) 受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として研修又は技能実習の監理等に従事したことがある場合には、その在任中に当該他の機関が不正行為を行い、一定期間研修生及び技能実習生の受入れを認められないこととされている場合には、当該期間が経過していること ([実イ]－21, [実ロ]－18, 32, 36)

(エ) 送出し側の機関又はその役員等が、過去5年間、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使等を行っていないこと ([実イ]－22, [実ロ]－37)

エ 不当な金品徴収等の禁止に係る要件

(ア) 送出し機関等が保証金等を徴収し、又は労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと ([実イ]－5, [実ロ]－6)

(イ) 監理団体の監理費用を徴収する場合は、技能実習生の受入れ前に、費用を負担する機関に対して金額及び用途を明示し、技能実習生には直接的又は間接的に負担させないこと ([団体]1－6)

オ その他の主な要件

(ア) 「技能実習1号イ」で受入れが認められる技能実習生と実習実施機関との関係

① 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員 ([実イ]－1)

② 実習実施機関と引き続き1年以上の取引実績又は過去1年間に10億円以上の取引実績を有する機関の外国にある事業所の職員 ([機関]－1)

③ 実習実施機関と国際的な業務上の提携その他の事業上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定める機関の外国にある事業所の職員 ([機関]－2)

(イ) 「技能実習1号ロ」で技能実習生の受入れが認められる団体 ([団体]1－1)

① 商工会議所又は商工会

② 中小企業団体

③ 職業訓練法人

④ 農業協同組合

⑤ 漁業協同組合

⑥ 公益社団法人又は公益財団法人

⑦ 法務大臣が個別に告示した団体

(ウ) 講習の実施 ([実イ]－6, [実ロ]－7)

日本語、生活一般、修得技能に関する知識、技能実習生の法的保護に必要な情報等に関する講習を一定期間以上(※)実施(「技能実習1号ロ」にお

いては、技能等修得活動を実施する前に監理団体が実施)

※ 技能実習1号における活動時間全体の6分の1(ただし、入国前に外国の公的機関等で1か月以上かつ160時間以上の事前講習を受けている場合は12分の1)以上

(エ) 技能実習生の受入れ人数 (実イ) - 10, (実ロ) - 22 ~ 27)

実習実施機関の常勤職員数に応じて定める人数の範囲内(現行の受入れ人数枠と同様に、「技能実習1号イ」では原則として常勤職員の20分の1, 「技能実習1号ロ」では現行の特例告示による人数枠を継続)

(オ) 報酬の要件 (実イ) - 7, (実ロ) - 19)

日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬

(2) 「研修」に係る主な基準(公的研修又は非実務研修のみ)

ア 公的研修として認められる研修 (研修) - 5)

(ア) 国, 地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら受入れ機関となる研修

(イ) 独立行政法人国際協力機構(JICA)等の事業として行われる研修

(ウ) 国際機関の事業として行われる研修

(エ) 我が国の国, 地方公共団体等の資金により主として運営される研修

(オ) 外国の国若しくは地方公共団体等の職員を受け入れる研修

(カ) 外国の国又は地方公共団体に指名された者が, 我が国の国の援助及び指導を受けて行われる研修で, 同人が本国において技能等を広く普及する業務に従事している場合

イ 研修生受入れに係る欠格要件

上記(1)ウの(ア)ないし(エ)と同じ

ウ 上記ア及びイのほか新たに追加される要件

(ア) 研修が継続不可能となった際の受入れ機関による地方入国管理局への報告 (研修) - 6)

(イ) 受入れ機関による技能実習生の帰国旅費等の確保(帰国担保措置) (研修) - 7)

(ウ) 受入れ機関による研修実施状況に係る文書の作成, 保存 (研修) - 8)

2 技能実習2号への変更基準の概要

(1) 「技能実習2号イ」への主な変更基準(「技能実習1号イ」に係る上陸基準と同一の要件を除く。)

ア 技能検定試験基礎2級等に合格していること (変更) 1 - 2)

イ 「技能実習1号イ」の活動と同一の実習実施機関で, かつ, 同一の技能等について行われること (変更) 1 - 4)

ウ 本邦での技能実習の活動期間が3年以内の期間であること(変更1-17)

エ 「技能実習1号イ」の活動期間が1年以内であること(変更1-17)

(2) 「技能実習2号ロ」への主な変更基準(「技能実習1号ロ」に係る上陸基準と同一の要件を除く。)

ア 「技能実習1号ロ」の活動と同一の実習実施機関で、かつ、同一の技能等について行われること(変更2-4)

イ 「技能実習1号ロ」の活動期間が1年以内であること(変更2-26)

ウ 上記(1)ア及びウに該当すること(変更2-2, 26)

3 出入国管理及び難民認定法施行規則に係る改正部分の概要

(1) 技能実習に係る在留期間を規定(別表第2)

ア 「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」について、在留期間「1年」又は「6月」

イ 「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」について、「1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間」

(2) 法務大臣が告示をもって定める外国の公私の機関等の要件を規定(64~66条)

(3) 「技能実習」に係る在留資格認定証明書交付申請書等の様式を新設等するほか、従来の「特定活動(技能実習)」に係る様式を削除(別記様式)

(4) 申請時等における新たな提出書類一覧を規定(別表第3)

4 その他

(1) 経過措置

改正法施行後に「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で入国する者の在留資格認定証明書交付申請では、改正法の施行前であっても改正基準省令を適用するなど、必要な経過措置については附則で規定

(2) 告示の廃止

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件」等の関連告示を廃止

(用例)

実イ-15: 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(案)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動」の第15号

実ロ-12: 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(案)の

表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動」の第12号

研修－5 : 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（案）の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動」の第5号

変更1－2 : 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第2号

団体1－5 : 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（案）第1条第5号

機関－1 : 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（案）第1号

技能実習生の入国・在留管理に関する指針（案）の概要

1 指針策定の意義（指針第 1 の 2）

新たな技能実習制度の下で適正な技能実習を実施するために、監理団体や実習実施機関等が留意すべき事項、不正行為となる事項などについて明らかにした。

2 技能実習生の受入れに際し留意すべき事項

(1) 制度本来の趣旨を理解すること（指針第 1 の 1 (1) 及び第 2 の 3 (2) ②）

技能実習制度の趣旨が、技能等の移転を通じた「人づくり」という国際協力、国際貢献にあることを実習実施機関等が理解していなければならないことを明記。

(2) 技能実習計画の策定（指針第 2 の 3 (1)）

技能実習計画の策定に当たっては、人材育成の観点に立つことが重要であり、技能実習の節目における到達目標をきちんと定めることにより、計画的・段階的に技能等を修得できる内容にすることが必要であることを明記。

(3) 不適切な方法による技能実習生の管理の禁止（指針第 2 の 3 (2) ⑨ 及び (3) ⑦）

技能実習生に対して宿舎からの外出を禁止したり、技能実習生の旅券や外国人登録証明書、銀行等の通帳を預かってはならないことを明記。

(4) 講習の実施（指針第 2 の 3 (2) ③ 及び (3) ⑫）

省令で義務付けている講習の実施について、①入管法、労働関係法令、不正行為を知ったときの対応方法に関する「技能実習生の法的保護に必要な情報」の講義を行わなければならないこと（団体監理型では、専門的な知識を有する外部講師が行うこと）、②実習実施機関の工場の生産ライン等商品を生産するための施設においては見学以外の活動は認められないこと、③講習を実施する機関が講習の実施状況（実施時間、内容、講師名等）を日誌に記録し、少なくとも当該講習を含む技能実習の終了から 1 年間は保管しなければならないことを明記。

(5) 講習手当、賃金の支払い（指針第 2 の 3 (2) ⑩ 及び (3) ⑨）

講習手当を支払う場合は、講習を実施する監理団体が本邦入国前に支払額を明示した上で確実に支払わなければならないことを明記。

賃金は実習実施機関が労働関係法令を遵守して確実に支払う必要があり、食費や寮費等を賃金から控除する場合は労使協定を締結しなければならず、また、実費を超える額を控除してはならないことを明記。

(6) 帰国担保措置の確保（指針第 2 の 3 (2) ⑬ 及び (3) ⑬）

帰国旅費については、監理団体又は技能実習機関が全額負担しなければならない

いことを明記。

3 監理団体において留意すべき事項

(1) 監理の在り方（指針第2の3(2)①）

「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が実習実施機関において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習を実施しているかどうかを確認し指導することであり、新たな技能実習制度では技能実習1号の期間だけでなく、技能実習2号の期間も監理団体による監理の対象となることを明記。

(2) 相談体制の構築（指針第2の3(2)④）

省令で監理団体に義務付けている技能実習生からの相談体制について、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれるほか、技能実習生から相談を受けた相談員は、相談内容に応じて公的機関や実習実施機関の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があることを明記。

(3) 監理費の適正な取扱い（指針第2の3(2)⑩）

監理団体は技能実習の監理に要する費用を徴収する場合には、技能実習生に直接又は間接に負担させてはならないことを明記。

送出し機関が技能実習生の派遣等に要する費用を「管理費」と称して徴収する場合は監理団体が支払うべきものであり、技能実習生に負担させてはならないことを明記。

(4) 監査・報告の在り方（指針第2の3(2)⑬）

3か月に1回以上行う必要がある監査については、現地に赴いて技能実習生から進捗状況等を直接聴取したり、技能実習日誌を確認するなどして技能実習の実施状況を把握するとともに、賃金台帳等を確認して技能実習生の労働時間や賃金の支払いが適法に行われているかも確認する必要があることを明記。

(5) 訪問指導の在り方（指針第2の3(2)⑭）

訪問指導は、技能実習計画の内容を十分に把握し実習実施機関に対して適正な指導を行うことができる監理団体の役職員が1か月に1回以上実施し、訪問指導の実施状況を記録して監理団体が保管しなければならないことを明記。

(6) 監理団体の体制等の整備（指針第2の3(2)⑱）

監理団体が監理を十分に行うことができるような体制と規模を組織として備え、職員に対して制度の趣旨や監理すべき事項等を理解させることが必要であることを明記するとともに、監理団体における常勤職員数の目安を明記。

4 実習実施機関において留意すべき事項

(1) 技能実習計画に従った技能実習の実施（指針第2の3(3)①）

制度の趣旨に照らして技能実習生に対する指導が可能な体制の下で技能実習計画に従って技能実習が行われ、その実施状況を技能実習日誌に記録しなければならないこと、また、時間外労働等を行わせる場合には技能実習生に対する指導体制が整っていないしなければならないことを明記。

(2) 生活指導員及び技能実習指導員の在り方（指針第2の3(3)③及び④）

生活指導員は、技能実習生の生活上の留意点について指導し、生活状況の把握や相談にも応じるなどして問題の発生を未然に防ぐように努めなければならない、また、技能実習指導員は自らの指導能力を向上させるとともに、技能実習生に具体的な目標を与え、成果をチェックするなど技能実習の効果を高める工夫をする必要があることを明記。

(3) 労働関係法令の遵守（指針第2の3(3)⑧）

適正な技能実習を実施するために労働関係法令を遵守することが必要であるとともに、実習実施機関には、雇用契約において労働条件（賃金、労働時間等）を技能実習生に明示する義務があり、雇用契約書等を母国語でも作成して雇用契約の内容を技能実習生に十分理解させるようにしなければならないこと、技能実習生について労働時間管理を行う必要があること等を明記。

5 送出し機関との関係において留意すべき事項

(1) 保証金の徴収の禁止等（指針第2の3(4)④）

送出し機関等が技能実習生やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理したり、労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合には当該送出し機関からの技能実習生の受入れは認められないことを明記。

(2) 適正な技能実習生の選抜（指針第2の3(2)⑦、(3)⑤及び(4)①）

技能実習生の選抜方法や条件、事前の説明事項などについて、送出し機関、監理団体及び実習実施機関が協力して十分に打ち合わせを行い、受け入れる前の段階で技能実習生を選抜することが重要であることを明記。

(3) 帰国後の修得技能等の活用状況に関するフォローアップ（指針第2の3(2)⑰及び(4)⑤）

技能等を海外に移転するという技能実習の趣旨から、技能実習生が帰国後に本邦で修得した技能等を活用する業務に従事しているかどうかのフォローアップを行う必要があることを明記。

6 技能実習を継続できなくなった場合の取扱い（指針第2の3(7)）

実習実施機関の倒産又は実習実施機関と技能実習生との間に諸問題が生じた場合

でも、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望し、適正な技能実習が実施可能な他の機関に受け入れられるときは引き続き在留することが認められるため、技能実習を継続できなくなった機関は、関係機関の協力・指導等を受けるなどして技能実習生の新たな実習実施機関を探す必要があることを明記。

7 事故等への備え（指針第2の3(8)）

省令で義務付けている技能等の修得活動中における死亡、負傷又は疾病の罹患等の保障措置について、実習実施機関が労働者災害補償保険に加入していない場合には当該保険その他これに類する保険に加入することなどにより当該保障措置を講じなければならないことを明記。

8 不正行為（指針第4）

不正行為とは、技能実習の適正な実施を阻害する行為であり、不正行為を行ったと認定された実習実施機関等は、法務省令の規定に基づき、行為の重大性に応じて5年、3年又は1年の期間、技能実習生の受入れを行うことができない。

いかなる行為が不正行為の対象となるのかについて理解が深まるように、不正行為の具体例を挙げて不正行為の対象となる行為を明確化した。